

26 河川法に基づく許可制度（工作物の設置、土地の掘削、盛土等に係るもの）

●担当課
河川環境課 総務・管理担当
（電話048－830－5133）

目的
河川区域又は河川保全区域等における工作物の設置、土地の掘削、盛土又は切土など洪水の際に流下を妨げ、災害を誘発するおそれのある行為を制限している。

- 制度概要**
- 1 対象河川及び河川管理者
一級河川（国土交通大臣）、二級河川（都道府県知事）、準用河川（市町村長）
※ 指定区間の一級河川については、法定受託事務として都道府県知事が管理を行う。申請窓口及び許可権者は、各県土整備事務所長
 - 2 対象の土地
河川区域内又は河川保全区域内の土地
 - 3 河川管理者の許可を要する行為（工作物の設置、土地の掘削、盛土等に係るもの）
 - (1) 河川区域
 - ①工作物の新築、改築又は除去（26条）
 - ②土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（27条）
 - (2) 河川保全区域
 - ①土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（55条）
 - ②工作物の新築又は改築（55条）

- 申請主体
行為をしようとする者
- 根拠法令等
河川法第26条、第27条、第55条
- 創設年度
昭和39年7月10日法律第167号

- 制度の留意点
河川区域内で許可を要しない軽易な行為
 - 1 河川管理施設の敷地から10メートル以上離れた土地における耕耘（第27条関係）
 - 2 法第26条第1項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設の機能を維持するために行う取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除
 - 3 河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採
河川保全区域における行為で許可を要しないもの（2から4の行為で、河川管理施設から5メートル以内の土地におけるものを除く。）
 - 1 耕耘
 - 2 堤内の土地における地表から高さ3メートル以内の盛土（堤防に沿って行なう盛土で堤防に沿う部分の長さが20メートル以上のものを除く。）
 - 3 堤内の土地における地表から深さ1メートル以内の土地の掘さく又は切土
 - 4 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。）の新築又は改築

■河川法に基づく許可申請手続きフロー（県管理区間）

工作物設置許可（26条）の例

